１．開業するまで

①開業するまでに注意すること

・開業準備のために買ったり使った費用

→「開業費」（創業費）として、経費として処理できる

→請求書、領収書等は捨てずに保管しておく

「すでに捨ててしまったあ！」

→開業後の費用とは別に区別する

→例えば、

・仕事用の物品の購入費
・印鑑や名刺の作成費
・業務案内や広告用チラシ等の作成費
・調査費や資料代
・接待費（相談者との飲食代等）
・準備活動に要した交通費

②「開業費」は何年前まで？

・社会常識に照らし合わせて……
・社会保険労務士の場合、合格発表以後……？

③「開業費」はどこまで許される？

・社会常識に照らし合わせて……
・「社労士開業予備校」の受講料は？

④税務の処理について

・経費でなく、実は資産「繰延資産」となります

・「開業費」の償却期間は、５年間です。しかし、任意償却が認められているため、５年以内であれば、３年あるいは１年で均等償却して必要経費に繰り入れることができます

・創業年度に「開業費」を一括して経費にしてしまうと、売上より経費が多くなって赤字になってしまう可能性があります。一括経費にするか、資産として繰越すかは、年度末に決算をして利益が確定してから決めても良いと思います。